

2. その他の有害物質について

測定項目	対象施設	排出ガス量 (m ³ N/時)	
		4万以上	4万未満
カドミウム及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉（原料として硫酸カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの） ●銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ハレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、乾炉、溶解炉及び乾燥炉 ●カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 	2ヶ月に1回以上	年2回以上※
塩素	<ul style="list-style-type: none"> ●塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 ●塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 ●活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 ●化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。） 		
塩化水素	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物焼却炉 ●塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 ●塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 ●活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 ●化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。） 		
弗素、弗化水素及び弗化珪素	<ul style="list-style-type: none"> ●窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの） ●燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 ●弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。） ●トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 ●アルミニウムの製錬の用に供する電解炉 		
鉛及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ●窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉（原料として酸化鉛を使用するガラス・ガラス製品の製造の用に供するもの） ●銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ハレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、乾炉、溶解炉及び乾燥炉 ●鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 ●鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 ●鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 		

※排出ガス量が4万m³ N/時未満であって、継続して休止する期間が6月以上の施設のばい塵の測定頻度年1回以上